

○財務省告示第九十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣 安住 淳

秋田港外港地区コンテナターミナル指定保税地域

一 土地

秋田県秋田市土崎港相染町字大浜にある北緯三九度四六分九秒、東経一四〇度二分三四秒の地点を起点とし、同起点から一六六度四分四〇秒の方向に引いた線上二〇二・七三七メートルの地点をアとし、同地点から二一一度二分三八秒の方向に引いた線上五〇・五三〇メートルの地点をイとし、同地点から二五五度四分五一秒の方向に引いた線上三四九・二八二メートルの地点をウとし、同地点から一六五度一七分一六秒の方向に引いた線上七四・四七三メートルの地点をエとし、同地点から二五四度五七分一四秒の方向に引いた線上六五・〇五四メートルの地点をオとし、同地点から一六五度二八分三九秒の方向に引いた線上二四・九六一メートルの地点をカとし、同地点から二五五度二九分六秒の方向に引いた線上四九・一七六メートルの地点をキとし、同地点から三四五度三一分一三秒の方向に引いた線上二九一・四〇四メートルの地点をクとし、同

地点から七五度七分七秒の方向に引いた線上三二〇・六三〇メートルの地点をケとし、同地点から三四六度三〇分二三秒の方向に引いた線上四二・〇一二メートルの地点をコとし、これらの地点と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地一一三、四九三・〇〇平方メートル

二 建設物

(一) 名称 多目的上屋

所在地 秋田県秋田市土崎港相染町字大浜一四番

構造 鉄骨造平家建

面積 五二〇・〇〇平方メートル

(二) 名称 くん蒸施設

所在地 秋田県秋田市土崎港相染町字大浜一二番

構造 鉄筋コンクリート造平家建

面積 一八三・二〇平方メートル